

2026年3月

お客さま各位

兵庫信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて（3）

手形・小切手に関しましては、政府より公表された成長戦略実行計画に「2026年度末までに約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化を図る」ことが盛り込まれており、全国銀行協会では2027年度初めから電子交換所における手形・小切手の交換廃止を決定しました。

このような背景を踏まえ、当金庫では手形・小切手に関するお手続きを以下のとおり一部変更させていただきますのでお知らせします。

1. 実施内容

（1）手形・小切手の振出期限（最終振出日）の設定

手形・小切手の最終振出日 : 2026年9月30日（水）

取引先へのお支払いを目的とした手形・小切手の最終振出日を設定します。

最終振出日以降に振出された手形・小切手については当座預金から決済ができません。

※当座預金からの現金お引出しや振替のために振出される場合は、振出期限設定の対象外とさせていただきます。

（2）他行を支払地とする手形・小切手の入金終了

受付終了日 : 2026年9月30日（水）

兵庫信用金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金受付は、上記日付をもって終了します。

（3）自己宛小切手の発行受付終了

受付終了日 : 2026年3月31日（火）

自己宛小切手の発行は、上記日付をもって終了します。

2. 代替サービスのご案内

当金庫では、手形・小切手に代わる決済方法として「電子記録債権（でんさい）」または「インターネットバンキング」をご用意しております。是非ともこの機会にご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、当座預金からは「当座預金払戻請求書」または「当座預金キャッシュカード」にて払戻しすることができますので、ご利用を希望される場合はお取引店までお問い合わせください。